

オフサイト検査モニターの集計結果について

概 要

- ◇ 金融庁では、「金融検査に関する基本指針」の適切な運用の確保及び検査マニュアルの機械的・画一的な運用を防止する等の観点から検査モニターを実施し、検査業務の参考としております。
- ◇ 検査モニターには、検査局や財務局の各幹部が検査先の金融機関へ赴き、検査の実施状況などについて直接ご意見を伺うオンサイト検査モニターと、検査終了後アンケートに回答をいただくオフサイト検査モニターの2方式があります。
今般、平成 20 検査事務年度に実施した検査に関するオフサイト検査モニターのアンケート結果を取りまとめましたので、公表いたします。

アンケート要領

- ◇ アンケートは、以下の2種類について、「1(妥当)」「2(概ね妥当)」「3(あまり妥当でない)」及び「4(妥当ではない)」の4肢択一方式で回答していただくものです。
 - ＜アンケート式①＞ 検査執行状況等に関する事項
 - ＜アンケート式②＞ 検査結果通知に関する事項
- ◇ 対象先、回収率
 - ＜アンケート式①＞
対象先: 232 先 (20 年 7 月以降 21 年 5 月末日までの間に立入検査を終了した先)
回収率: 76.1% (177 先)
 - ＜アンケート式②＞
対象先: 181 先 (20 年 7 月以降 21 年 5 月末日までの間に検査結果を通知した先)
回収率: 80.1% (144 先)

アンケート結果(総括)

アンケート結果(別紙参照)は、全体として「1」、「2」とする回答が、それぞれ 68%、27.4%寄せられています。

昨年の公表時と比較して、「1」と「2」を合わせた回答率は、大きな変化はないものの若干ながら上昇しております。(一昨年 93.4%、昨年 95.2%、今回 95.4%)

アンケート項目ごとの状況

アンケート結果を項目別にみると、全 25 項目のうち 21 項目で、「1」と「2」を合わせた回答率が 90%を超えています。また「マニュアル別冊(中小企業融資編)に基づいた検証」や「検査官の態度」などの項目については、昨年と比較し、「3」と「4」を合わせた回答率が減少しています(注)。

(注)「3」と「4」を合わせた回答率

「マニュアル別冊(中小企業融資編)に基づいた検証」	昨年 3.0%、今回 0.5%
「検査官の態度」	昨年 4.8%、今回 1.6%

これらは、研修等を通じて中小企業向け融資の検査手法を徹底したこと、主任検査官に各検査官の指導を徹底させ、きめ細かい管理を行うように指導したことなどが反映されたものであると思われます。

一方で、「3」と「4」を合わせた回答率が 3%を超えている項目も認められます。これらについて、付記された意見の内容と併せて、金融庁としての考え方や対応をご紹介します。

◇ 「検査の時期」・・・「3」と「4」を合わせた回答率 11.1%

金融機関から、検査の時期が自己査定実施時期や決算期などの繁忙期と重なり負担感が大きい、特に、小規模金融機関から、業務執行へ影響するなどの意見がありました。

「3」と「4」を合わせた回答率は昨年(13.8%)より減少していますが、これらの意見に対しては、地域銀行等に対する部分検査及び職域・業域信用組合、小規模外資系金融機関に対する簡易検査を一層積極的に導入するなど、金融機関の負担軽減に配慮していきたいと考えております。一方で、検査の必要性や、現状の人員体制などの問題もあって、当方の対応にも限界があることもご理解頂きたいと思えます。

◇ 「執務時間の考慮」・・・「3」と「4」を合わせた回答率 5.2%

特に小規模金融機関から、検査官の退出時刻が遅いという意見がありました。

この意見に対しては、金融機関の負担への配慮という視点に立ち、今後とも研修等の機会を通じ、主任検査官をはじめ各検査官に対する指導を繰り返し徹底して参ります。

◇ 「提出期限の設定に当たっての配慮」・・・「3」と「4」を合わせた回答率 4.2%

特に小規模金融機関から、資料の提出期限が短く事務負担を感じたという意見がありました。

この意見に対しては、金融機関の規模特性を勘案するなど、今後とも研修等の機会を通じ検査官に対する指導に努めて参ります。

◇ 「検査を実施する上での知識」・・・「3」と「4」を合わせた回答率 3.7%

金融機関から、経験の少ない検査官の検査手法等に苦言が寄せられました。

この意見につきましては、実践的研修の強化や人材育成など、継続して検査官の資質の向上に努めて参ります。

自由記載欄(金融検査評価制度について)

「金融検査評価制度」に関しては、「自主的改善に向けた動機付けとして評価できる制度である」、「自行の弱点が明確になった」という意見や、「評価結果の分布状況を継続して開示してほしい」、「指摘事例集を充実してほしい」などの要望も寄せられました。

これらの意見に応えるため、金融検査評価結果の分布状況については、昨事務年度はC評価以下の公表のみでしたが、今事務年度はA評価、B評価の分布状況も公表しました。また、本年7月に公表した「金融検査指摘事例集」は、紹介事例の充実を図るとともに、昨事務年度に引続き、レベル感を比較できるように、評価結果について、A評価事例を紹介しているほか、B評価を3類型に分けて紹介しました。

アンケート式②結果(検査結果通知書について)

全体(検査結果通知の内容及び当該通知書の交付までの期間)として、「1」と「2」を合わせた回答は99.7%となっており、「1」とする回答は80%を占めております。したがって、当該項目については適当であったものと考えております。

「検査モニター」について

◇ オンサイト検査モニターについては、平成19検査事務年度より原則全件実施しました。今後とも金融機関との率直な意思疎通を図るため対話を充実していきたいと考えております。また、財務局検査の実施状況などについて、金融庁本庁の幹部が直接ご意見を伺うクロスモニターも充実する予定です。

検査局では、検査モニター等において寄せられた種々のご意見を踏まえ、一層適切な検査の実施に努めて参ります。各金融機関におかれましては、今後とも検査モニターについてのご理解とご協力をお願いいたします。

(以 上)

お問い合わせ先

金融庁検査局総務課監理係

Tel:03-3506-6000(内線 2773、2533)